

令和6年(行ウ)第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件(第1事件)

令和6年(行ウ)第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件(第2事件)

第1事件原告 相原健吾 ほか165名

第2事件原告 芦名定道 ほか5名

第1事件被告 国(処分行政庁:内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長)

第2事件被告 国(処分行政庁:内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣情報官、内閣府大臣官房長)

準備書面(5)  
(求釈明に対する回答)

令和7年1月31日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件被告指定代理人 田 中 隆 士  
市 原 麻 衣  
鈴 木 吉 憲  
杉 山 勇 二  
守 田 可 奈 子  
富 永 健 嗣

原			裕
加茂野			優
松	下	美	帆
伊	丹	俊	剛
松	井	晶	子
蔵	原	智	行
鈴	木	智	文
吉	村	淳	一
杉	田	和	暁
柳	澤	泰	洋
日	野	早矢	香
林		花	梨
水	本	圭	祐
河	北	浩	之
渭	原	祥	介 <sup>代</sup>



被告は、原告らの2024年11月25日付け準備書面(2)(以下「原告ら準備書面(2)」という。)の「第3 「求釈明事項5について」について」に記載された「H」ないし「J」の各求釈明事項(以下「求釈明事項H」ないし「求釈明事項J」という。)について、行政文書に該当しない文書は、公文書管理法等の規律を受けないことから、各求釈明事項中それぞれ「文書」とあるのを公文書管理法2条4項にいう「行政文書」と解した上で、必要と認める範囲で回答する。

なお、略語等は、本書面で新たに定義するもののほか、従前の例による。

## 1 求釈明事項Hについて

### (1) 総括文書管理者の業務について

行政文書の管理に関して、各行政機関は、公文書管理法10条に基づき定める行政文書管理規則において、総括文書管理者を設置することとされている。総括文書管理者は、行政文書の管理に関する事務を総括する立場から、①行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製、②行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施、③行政文書の管理に関する研修の実施、④組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置、⑤行政文書ファイル保存要領その他訓令の施行に関し必要となる細則の整備及び⑥その他行政文書の管理に関する事務の総括を行う者である。総括文書管理者には、行政機関の長を補佐し、当該行政機関全体を総括する立場で文書管理に当たる者として適当と判断される者(官房長等)を充てることとされている(以上につき、乙A1・5及び6ページ)。

各行政機関の職員は、このような総括文書管理者の下、行政文書を管理しているところである。

### (2) 内閣総理大臣が作成・取得した文書に係る総括文書管理者について

ア 被告準備書面(1)(21ページ)のとおり、内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助ける内閣補助事務(内閣府設置法3条1項)を行うとと

もに、内閣総理大臣を主任の大臣として行政事務を分担管理する分担管理事務(同法3条2項、4条3項)も行うものである。

そのため、内閣総理大臣が、内閣府の行政事務に関し、行政文書を作成又は取得した場合、当該文書は、内閣府が行う行政事務に応じて管理されることとなる。

イ 内閣府の所管する行政事務である令和2年改選に関し内閣総理大臣が仮に行政文書を作成した場合について述べると、当該行政文書の総括文書管理者は、内閣府に置かれる総括文書管理者であるところの大臣官房長(内閣府本府文書管理規則3条2項。乙A3)である。

なお、原告らは、「内閣総理大臣が使用・作成した文書」に係る「総括文書管理者」について回答を求めているところ(原告ら準備書面(2)・8ページ)、公文書管理法上、行政機関の職員が「使用した」行政文書についての規定はないから、同行政文書の総括文書管理者については回答できない。

もっとも、上記の内閣総理大臣が作成した行政文書以外で、内閣総理大臣が行政文書を「使用」するには、その前提として、内閣総理大臣が当該行政文書を「取得」する必要があるところ、内閣府の所管事務である令和2年改選に関し内閣総理大臣が仮に行政文書を取得する場合、当該行政文書の総括文書管理者は、前記のとおり、内閣府に置かれる総括文書管理者であるところの大臣官房長である。

### (3) 内閣官房副長官が作成した文書に係る総括文書管理者について

ア 被告準備書面(1)(17ページ)のとおり、内閣官房は、「閣議事項の整理その他内閣の庶務」、「内閣の重要政策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務」を始めとする、内閣法12条2項各号に規定される各種の企画立案・総合調整等に関する事務を行うほか、政令の定めるところにより内閣の事務を助けることとされている(同条3項)。また、被告準備書面(1)(17及び18ページ)のとおり、内閣官房副

長官は、「内閣官房長官の職務を助け、命を受けて内閣官房の事務(内閣感染症危機管理統括庁及び内閣人事局の所掌に属するものを除く。)をつかさど」ることから、内閣官房の行政事務を行うものである(内閣法14条3項)。

そのため、内閣官房副長官が、内閣官房の行政事務に際し、行政文書を作成又は取得した場合、当該文書は、その行政事務に応じて管理されることとなるが、このうち、内閣官房に属する内閣官房副長官が総合調整に関する事務を行う場合、一般に、内閣官房副長官から当該事務の対象となる政策等を所管する行政機関に対して当該事務に係る情報が共有され、その情報を踏まえて、当該行政機関において対応が検討され、その結果が当該行政機関の政策等に反映されることとなる。これを踏まえ、当該行政機関において、意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、必要な行政文書を作成することとなるのであって、当該総合調整に関する事務については、内閣官房副長官が行政文書を作成することはほとんどない。

イ 内閣官房副長官が令和2年改選についての総合調整に関する事務を行う上で、仮に行政文書を作成した場合について述べると、当該行政文書については、総合調整に係る情報として、最終的には、所管行政機関たる内閣府に共有されることとなり、その場合、当該行政文書の総括文書管理者は、前記(2)のとおり、内閣府に置かれる総括文書管理者であるところの大臣官房長となる。なお、内閣官房副長官が、仮に上記のような行政文書を作成した場合、同文書が内閣府に共有されるまでの間(あるいは共有後も同一文書が内閣官房に一時的に存在したり、共有されなかった文書が存在したりする場合)、当該文書は物理的に内閣官房に存在することとなるが、かかる場合の総括文書管理者は、内閣官房に置かれる総括文書管理者であるところの内閣総務官(内閣官房行政文書管理規則3条2項。乙A2)となる。

次に、原告らは、「内閣官房副長官が使用・作成した文書」に係る「総括

文書管理者」について回答を求めているところ(原告ら準備書面(2)8ページ)、公文書管理法上、行政機関の職員が「使用した」行政文書についての規定はないから、同行政文書の総括文書管理者については回答できないこと、及び、内閣官房副長官が作成した行政文書以外で、内閣官房副長官が行政文書を「使用」するには、その前提として、内閣官房副長官が当該行政文書を「取得」する必要があることは前記(2)と同様である。しかるところ、内閣官房副長官が令和2年改選についての総合調整に関する事務を行う上で、仮に行政文書を取得した場合、このような文書は、被告準備書面(1)(74ないし76ページ)のとおり、遅滞なく廃棄することとなるが、廃棄までの短期間は物理的に内閣官房に存在することになるところ、当該行政文書の総括文書管理者は、内閣官房に置かれる総括文書管理者であるところの内閣総務官(内閣官房行政文書管理規則3条2項。乙A2)となる。

## 2 求釈明事項Iについて

令和2年改選に関して、内閣総理大臣が作成又は取得した行政文書、及び、内閣官房副長官が作成又は取得した行政文書については、公文書管理法10条及び同条の委任に基づき制定された内閣府本府行政文書管理規則又は内閣官房行政文書管理規則に基づき、前記1のとおり、総括文書管理者の下、管理される。

## 3 求釈明事項Jについて

### (1) 内閣総理大臣について

前記1のとおり、内閣府は、内閣の重要政策に関する内閣の事務を助ける内閣補助事務(内閣府設置法3条1項)を行うとともに、内閣総理大臣を主任の大臣として行政事務を分担管理する分担管理事務(同法3条2項、4条3項)も行うものである。

そのため、内閣総理大臣が、内閣府の行政事務に関し、仮に行政文書を作成又は取得した場合、当該文書は、内閣総理大臣個人が管理するのではなく、内閣府が行う行政事務に応じて管理されることとなる。

しかるところ、被告準備書面(1)(23ページ)のとおり、日本学術会議会員の任命は、内閣府の長たる内閣総理大臣(内閣府設置法6条1項)が行うものであり、「内閣府の職員の任免(中略)に関する事」として、内閣府大臣官房(より具体的には、内閣府大臣官房人事課)が所掌しているものである(内閣府本府組織令2条1項7号、12条1号)。したがって、令和2年改選に係る内閣総理大臣の意思決定に係る行政文書について、内閣総理大臣が作成又は取得した場合においては、公文書管理法10条及び同条の委任に基づき制定された内閣府本府行政文書管理規則に基づき、内閣府、具体的には、会員任命事務を所掌する内閣府大臣官房において当該行政文書を管理することとなり、その総括文書管理者は、前記1(2)のとおり内閣府大臣官房長である。

## (2) 内閣官房副長官について

内閣官房副長官は、令和2年改選についての総合調整に関する事務を行ったが、仮に内閣官房副長官が当該事務について行政文書を作成した場合においては、前記1(3)のとおり、当該行政文書は総合調整に係る情報として所管行政機関たる内閣府に共有されることとなることから、内閣官房副長官個人が管理するのではなく、公文書管理法10条及び同条の委任に基づき制定された内閣府本府行政文書管理規則に基づき、内閣府、具体的には、会員任命事務を所掌する内閣府大臣官房において当該行政文書を管理することとなり、その総括文書管理者は、内閣府大臣官房長である。また、仮に内閣官房副長官が当該事務について行政文書を作成し、内閣府に共有されるまでの間(あるいは共有後も同一文書が内閣官房に一時的に存在したり、共有されなかった文書が存在したりする場合)、又は仮に内閣官房副長官が行政文書を取得した場合についても、内閣官房副長官個人が管理するのではなく、前記1(3)

のとおり、公文書管理法10条及び同条の委任に基づき制定された内閣官房行政文書管理規則に基づき、内閣官房、具体的には、総理大臣官邸の管理運営を含む内閣の庶務に関する事務を所掌する内閣総務官室(内閣官房組織令2条1項)において当該文書の管理を行うこととなり、その総括文書管理者は、内閣総務官である(もつとも、内閣総務官においては、内閣総務官室及び官邸各室の、それぞれ執務室内の机、書庫、共有フォルダ及び電子メールの探索を行ったものの、本件対象文書に相当する文書の存在は確認されなかったことは、被告準備書面(1)(80ページ)及び被告準備書面(2)(43及び44ページ)のとおりである。)

以 上